

<p>中国人民银行上海总部关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知</p> <p>银总部发〔2016〕122号</p> <p>上海市各金融机构：</p> <p>现将《关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知》印发给你们，请遵照执行。</p> <p>附件：关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知</p> <p>中国人民银行上海总部 2016年11月18日</p> <p>附件： 关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知</p> <p>根据《进一步推进中国（上海）自贸试验区金融开放创新试点加快上海国际金融中心建设方案》（银发〔2015〕339号第一及第二）条），现就中国（上海）自由贸易试验区进一步拓展跨境金融服务功能支持上海科创中心建设和实体经济的有关事项通知如下：</p> <p>一、支持为上海科技创新等中心建设中的海外引进人才提供相关服务</p> <p>（一）为便利引进海外人才，服务具有全球影响力的科技创新等中心的建设，支持金融机构在分账核算单元为以下人员开立账户：</p> <p>1、符合相关认定标准的外籍高层次人才；</p> <p>2、在“上海科技创新职业清单”内机构就业、持有境外永久居留证的中国籍人才；</p> <p>3、在中国注册的国际性组织中工作并按</p>	<p>中国人民銀行上海總部：自貿区のクロスボーダー金融サービス機能の更なる拡張による科学技術刷新及び実体経済の支持に関する通知</p> <p>銀總部発〔2016〕122号</p> <p>上海市の各金融機関：</p> <p>ここに《自貿区のクロスボーダー金融サービス機能の更なる拡張による科学技術刷新及び実体経済の支持に関する通知》を印刷・公布するので、真摯に執行されたい。</p> <p>付屬文書：自貿区のクロスボーダー金融サービス機能の更なる拡張による科学技術刷新及び実体経済の支持に関する通知</p> <p>中国人民銀行上海總部 2016年11月18日</p> <p>付屬文書： 自貿区のクロスボーダー金融サービス機能の更なる拡張による科学技術刷新及び実体経済の支持に関する通知</p> <p>《中国（上海）自由貿易試験区の金融開放刷新試行の更なる推進、上海国際金融センター建設加速方案》（銀發〔2015〕339号第一及第二）条）に基づき、ここに中国（上海）自由貿易試験区のクロスボーダー金融サービス機能の更なる拡張により上海科学技術刷新センター建設及び実体経済を支持することに関する事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、上海科学技術刷新等のセンター建設における国外から誘致した人材への関連サービス提供の支持</p> <p>（一）国外人材の誘致に便宜を図り、グローバルな影響力を有する科学技術刷新等のセンター建設に奉仕するため、金融機関が独立勘定ユニットにおいて以下の人員のために口座を開設することを支持する：</p> <p>1. 関連認定基準に合致する外国籍ハイレベル人材；</p> <p>2. 「上海科学技術刷新職業リスト」内の機構で就業・国外の永久居留証を保有する中国籍人材；</p> <p>3. 中国で登録した国際的組織において就</p>
--	---

<p>国際雇員管理の個人； 4、其他符合条件的在“上海科技创新职业清单”内机构就业境外个人等。</p> <p>（二）服务可包括与其境内就业和生活相关的各项金融服务；境外医疗保健、子女教育、贍家费用等相关的跨境金融服务，包括原住国/地区的物业费用、还房屋按揭贷款、消费贷款、支付公积金和养老保险、购买医疗保险、支付公用事业费用、相关捐赠等；参与境内外股权激励计划相关的金融服务；开展投资、财富管理区内及境外资本项下业务的相关金融服务；支持条件成熟时，按有关规定进入境内相关市场投资。</p> <p>（三）银行应凭上海市公安局出入境管理局核发的《中华人民共和国外国人居留许可》（居留事由为工作且备注栏注明“人才”，或居留事由为工作并同时提供“上海科技创新职业清单”内机构的就业证明，或中国永久居留证）以及本人有效身份证件（护照、侨居海外的永久居留证等带有照片的身份证件），按“展业三原则”对符合上述条件的人员进行实名认证后，为其开立账户并提供相关服务。在分账核算单元下办理的，账号前缀应以FTF开头。</p> <p>（四）上述人员开立的账户收入来源应为本人境内外合法收入；不得为他人代收代付。</p> <p>二、支持金融机构按科技创新生命周期规律提供全程全方位跨境服务</p> <p>在现有本外币账户服务基础上，金融机构可以依托分账核算单元为科技创新提供全生命周期的各项跨境金融服务：</p> <p>（一）创意期和研发期。支持金融机构</p>	<p>労且つ国際従業員として管理される個人； 4. その他の条件に合致する「上海科学技術刷新職業リスト」内の機構において就業する国外個人等。</p> <p>（二）サービスには、国内の就業及び生活に関する各金融サービスを含むことができる；国外医療保険・子女教育・家族扶養の費用等に関するクロスボーダー金融サービスには、元の居住国/地区の不動産管理費用・住宅ローン返済・消費貸付・積立金及び養老保険の支払・医療保険の購入・公共料金の支払・関連寄贈等を含む；国内外のストックオプション奨励計画への参加に関する金融サービス；投資・財産管理等を行う区内及び国外資本項目業務の関連金融サービス；条件が整った場合、関連規定に基づき国内関連市場に参入して投資することを支持する。</p> <p>（三）銀行は上海市公安局出入国管理局が発給する《中華人民共和国外国人居留許可》（居留事由が就労であり且つ備考欄に「人材」と明記されている、或いは居留事由が就労であり併せて「上海科学技術刷新職業リスト」内の機構における就業証明、或いは中国永久居留証を同時に提供する）、及び本人の有効な身分証（パスポート・国外居住の永久居留証等の写真付き身分証）を根拠として、「業務展開三原則」に基づき上述の条件に合致する人員に対して実名認証を行った後、当該人員のために口座を開設し、併せて関連サービスを提供しなければならない。独立勘定ユニットにおいて取り扱う場合、口座番号の先頭は FTF から始めなければならない。</p> <p>（四）上述の人員が開設する口座の収入原資は本人の国内外の合法的な収入でなければならない；他人の代理受取・代理支払であってはならない。</p> <p>二、金融機関が科学技術刷新のライフサイクル法則に基づき提供する全行程・全方位におけるクロスボーダーサービスの支持</p> <p>既存の人民元・外貨口座サービスを基礎として、金融機関は独立勘定ユニットに依り科学技術刷新のために全ライフサイクルにおける各クロスボーダー金融サービスを提供することができる；</p> <p>（一）構想期及び研究開発期。金融機関</p>
--	---

<p>为服务科技创新初期的创智天地、孵化器、技术收储等经营主体吸收并开展种子基金、天使基金等跨境投融资活动提供相关的跨境金融服务。境外种子基金、天使基金等在分账核算单元开立账户向境内科技创新主体办理投资相关的结算等业务。</p> <p>(二) 成果转化期和成长期。支持金融机构为科技创新早期的企业吸收风投资本、境外融资以及开展技术贸易等提供相关的自由贸易账户跨境金融服务。境外风投资本、融资提供主体等相关主体在分账核算单元开立账户向境内科技创新主体办理投资相关的结算等业务。</p> <p>(三) 发展期和成熟期。支持金融机构为科技创新中后期的企业开展跨境筹资、增资扩股、上市、收购兼并、技术贸易、特许经营、资金集中管理等提供相关跨境金融服务。</p> <p>(四) 金融机构在为上述业务提供相关服务时应切实遵循跨境交易真实性、合规性原则。</p> <p>三、支持银行为跨境电子商务提供跨境结算服务</p> <p>根据《国务院办公厅关于促进跨境电子商务健康快速发展的指导意见》（国办发〔2015〕46号）和《关于促进本市跨境电子商务发展的若干意见》（沪办发〔2015〕32号），支持上海地区的银行和支付机构为跨境电商企业提供基于自由贸易账户的跨境金融服务。</p> <p>(一) 上海地区的银行直接为跨境电商企业提供服务。银行可为注册在区内的跨境电子商务企业开立账户，提供基于该企业开展的真实跨境电子商务所需的跨境本外币结算服务。跨境电商企业的外币结算业务应坚</p>	<p>が科学技術刷新初期のKIC（Knowledge and Innovation Community）・インキュベーター・技術買収等の経営主体が吸収且つ実行するシード基金・エンジェル基金等のクロスボーダー投融資活動に関するクロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。国外のシード基金・エンジェル基金等については、独立勘定ユニットにおいて口座を開設し、国内の科学技術刷新主体への投資に関する決済等の業務を行う。</p> <p>(二) 成果転換期及び成長期。金融機関が科学技術刷新早期の企業が吸収するベンチャーキャピタル・国外融資及び技術貿易の発展等に関連する自由貿易口座のクロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。国外のベンチャーキャピタル・融資提供主体等の関連主体は独立勘定ユニットにおいて口座を開設し、国内の科学技術刷新主体への投資に関する決済等の業務を行う。</p> <p>(三) 発展期及び成熟期。金融機関が科学技術刷新中後期の企業が行うクロスボーダー資金調達・増資による持分拡大・上場・買収合併・技術貿易・フランチャイズ経営・資金集中管理等に関連クロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。</p> <p>(四) 金融機関は上述の業務に関連サービスを提供する場合、クロスボーダー取引の真实性・コンプライアンス性原則を適切に遵守しなければならない。</p> <p>三、銀行がクロスボーダー電子商取引に対して提供するクロスボーダー決済サービスの支持</p> <p>《國務院弁公庁：クロスボーダー電子商取引の健全且つ迅速な発展の促進に関する指導意見》（国弁発〔2015〕46号）及び《上海市のクロスボーダー電子商取引発展の促進に関する若干の意見》（滬弁発〔2015〕32号）に基づき、上海地区の銀行及び支払機構がクロスボーダー電子商取引企業に自由貿易口座に基づくクロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。</p> <p>(一) 上海地区の銀行はクロスボーダー電子商取引企業に直接サービスを提供する。銀行は区内において登録するクロスボーダー電子商取引企業のために口座を開設し、当該企業が行う真実のクロスボーダー</p>
---	---

<p>持“谁出口，谁收汇；谁进口，谁付汇”的原则。跨境电子商务交易电子底单信息流应作为重要业务资料留存备查。</p> <p>(二) 银行与支付机构合作为跨境电商企业提供服务。上海地区的银行应审慎选择拟合作的支付机构，在确保备付金安全的基础上，可为符合条件且已取得互联网支付业务许可的上海市支付机构法人开立账户，提供基于真实跨境电子商务的本外币跨境支付服务。</p> <p>(三) 银行直接或与支付机构合作为跨境电商企业提供跨境结算业务，应按规定填报并留存境内银行涉外收付相关凭证。</p> <p>(四) 支付机构的客户备付金跨境本外币支付业务须遵照《支付机构客户备付金存管办法》及中国人民银行和国家外汇管理局其他相关客户备付金监管要求执行。</p> <p>(五) 银行应与支付机构签订办理跨境电子商务本外币支付业务的协议并报人民银行上海总部备案。银行应按照国家外汇管理局和国家外汇管理局有关规定负责对通过支付机构办理的本外币跨境支付业务的真实性及合规性进行审核。</p> <p>(六) 支付机构向银行提交的本外币跨境支付业务应具有真实合法的货物贸易和服务贸易交易背景（暂限于货物贸易以及服务项下的留学教育、航空机票、酒店住宿等三项）。同时，应符合国家有关法律法规，履行反洗钱、反恐怖融资审核职责，并保留相</p>	<p>電子商取引に基づき必要なクロスボーダー人民元・外貨決済サービスを提供することができる。クロスボーダー電子商取引企業の外貨決済業務は、「輸出主体が代金を受け取り、輸入主体が代金を支払う」との原則を堅持しなければならない。クロスボーダー電子商取引の電子伝票控えの情報フローは重要な業務資料であり検査に備えて保存しなければならない。</p> <p>(二) 銀行は支払機構と提携してクロスボーダー電子商取引企業にサービスを提供する。上海地区の銀行は提携予定の支払機構を慎重に選択し、支払準備金の安全性を保証することを基礎として、条件に合致し、且つインターネット支払業務許可を取得した上海市の支払機構法人のために口座を開設し、真実のクロスボーダー電子商取引に基づく人民元・外貨クロスボーダー支払サービスを提供することができる。</p> <p>(三) 銀行が直接或いは支払機構と提携してクロスボーダー電子商取引企業にクロスボーダー決済業務を提供する場合、規定に基づき報告し、併せて国内銀行の対外受払に関する証憑を保存しなければならない。</p> <p>(四) 支払機構の顧客支払準備金のクロスボーダー人民元・外貨支払業務は、《支払機関顧客支払準備金預入管理弁法》及び中国人民銀行及び国家外貨管理局のその他の顧客支払準備金に関する監督管理要求を遵守して執行しなければならない。</p> <p>(五) 銀行は支払機構とクロスボーダー電子商取引の人民元・外貨支払業務取扱の協議を締結し、併せて人民銀行上海総部に報告・備案しなければならない。銀行は中国人民銀行及び国家外貨管理局の関連規定に基づき支払機構を通じて取り扱う人民元・外貨クロスボーダー支払業務の真実性及びコンプライアンス性に対して審査を行う責を負わなければならない。</p> <p>(六) 支払機構が銀行に依頼する人民元・外貨クロスボーダー支払業務は、真実且つ合法的な貨物貿易及びサービス貿易の取引背景を有していなければならない（暫時、貨物貿易及びサービス貿易項目の留学及び教育・航空券・ホテル宿泊等の三項目</p>
--	--

<p>応交易記録，配合国家有关部门的检查。</p> <p>四、支持为跨国企业集团提供全功能型跨境双向人民币资金池等资金集约化管理服务</p> <p>支持跨国企业集团设立在岸的全功能型跨境人民币资金池，集中管理全球人民币资金。</p> <p>（一）根据董事会授权，跨国企业的区内或境外机构可设立全功能型的跨境双向人民币资金池，开展集团内跨境资金集中管理。</p> <p>（二）开展全功能型资金池业务的跨国企业集团应至少包含三家或以上的境内外生产及经营型成员企业（被列为出口重点监管企业名单内以及货物贸易外汇分类等级为B、C类的企业除外），并能够提交完整年度的真实的财务会计报表。参池成员企业与其他跨境资金池不重合。</p> <p>（三）全功能型资金池运行中可根据银企账户协议接受日间及隔夜透支服务。</p> <p>（四）全功能型资金池支持境外成员企业与区内的主办企业之间或境外主办企业与区内成员企业之间自行选择货币进行资金归集。境外主办企业或区内主办企业与境内区外成员企业之间应以人民币进行资金归集，人民币资金“二线”归集遵循跨境融资宏观审慎管理框架下的双向上限管理模式，即：跨境人民币资金净流出（入）额上限=资金池应计所有者权益*宏观审慎政策系数，宏观审慎政策系数为1。中国人民银行上海总部可根据国际收支形势变化和市场需求进行调节。</p>	<p>に限る)。同時に、国家関連法律・法規に合致し、アンチマネーロンダリング・アンチテロ融資の審査の職責を履行し、併せて相応する取引記録を保存し、国家関連部門の検査に協力しなければならない。</p> <p>四、多国籍企業グループへ提供する全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング等の資金集約化管理サービスの支持</p> <p>多国籍企業グループがオンショアの全機能型クロスボーダー人民元プーリングを構築し、グローバル人民元資金を集中管理することを支持する。</p> <p>（一）董事会の授權に基づき、多国籍企業の区内或いは国外機構は全機能型のクロスボーダー双方向人民元プーリングを構築し、グループ内のクロスボーダー資金の集中管理を行うことができる。</p> <p>（二）全機能型プーリング業務を行う多国籍企業グループは、少なくとも三社或いはそれ以上の国内外の生産及び経営型メンバー企業を擁し（輸出重点監督管理企業リストに列記されている及び貨物貿易外貨分類等級がB・C類の企業を除く）、併せて通年の真実の財務会計報告表が提出可能でなければならない。プーリング参加メンバー企業はその他のクロスボーダープーリングと重複してはならない。</p> <p>（三）全機能型プーリングの運営において、銀行と企業との口座協議に基づき日中及びオーバーナイト貸越サービスを受けることができる。</p> <p>（四）全機能型プーリングは、国外メンバー企業と区内の主幹企業間、或いは国外主幹企業と区内メンバー企業間で通貨を自ら選択して資金集中を行うことを支持する。国外主幹企業或いは区内主幹企業と国内区外メンバー企業間は人民元で資金集中を行い、人民元資金の「二線」集中はクロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の構造上の双方向上限管理モデルを遵守しなければならない。すなわち、クロスボーダー人民元資金のネット流出（入）額の上限＝プーリングに計上すべき純資産×マクロプルーデンス政策係数であり、マクロプルーデンス政策係数は1とする。中国人民銀行上海総部は国際収支情勢の変化及び市場ニーズに基づき調整を行うことができる。</p>
---	--

(五) 中国人民银行上海总部探索负面清单管理模式，支持全功能型资金池账户用于满足集团内成员间的经营性融资需求、以保值增值为目标的财务管理需求、集团内及供应链上集中收付需求等，严格控制资金用于非自用房地产和股票市场投资。全功能型资金池可按有关规定进入境内相关市场开展投资，支持集团总部实现人民币资金在岸集约化管理。

(六) 参与全功能型资金池跨境资金归集的应为企业产生自生产经营活动和实业投资活动的现金流，外部融资产生的现金流暂不得参与归集。在实际操作中，暂按扣除未偿银行贷款余额掌握。

参池成员企业被动态调整进出口重点监管企业名单或货物贸易外汇分类等级B、C类的，期间不再参与全功能型资金池的资金归集业务。

(七) 金融机构应按“展业三原则”做好反洗钱、反恐怖融资以及反逃税等相关工作，对全功能型资金池内的资金兑换和汇划加强适当性评估和真实性审核。

(八) 金融机构应配合中国人民银行上海总部做好对所建全功能型资金池跨国企业集团及参与成员企业的系统信息初始化工作，并确保数据报送的及时、完整、准确。

五、支持金融机构开展国际贸易融资和再融资业务

(一) 支持金融机构通过分账核算单元为企业提本外币国际贸易融资。国际贸易融资应以真实合法的国际贸易为前提。

(五) 中国人民銀行上海総部はネガティブリスト管理モデルを模索し、全機能型プーリング口座をグループ内メンバー間の経営性融資ニーズ・価値保証及び価値上昇を目標とする財務管理ニーズ・グループ内及びサプライチェーンの集中受払ニーズ等を充足することに使用し、非自社用不動産及び株式市場投資への使用を厳格に制限することを支持する。全機能型プーリングは関連規定に基づき国内関連市場に参入して投資を行うことができ、グループ本部が人民元資金のオンショア集約化管理を実現することを支持する。

(六) 全機能型プーリングクロスボーダー資金集中への関与は、企業の生産経営活動及び実業投資活動から生じるキャッシュフローでなければならない。外部融資により生じるキャッシュフローは暫時集中に関与させてはならない。実際のオペレーションにおいては、暫時、未弁済の銀行貸付を控除した残高に基づき把握する。

プーリング参加メンバー企業が輸出重点監督管理企業リスト或いは貨物貿易外貨分類等級がB・C類に動的に調整された場合、当該期間は全機能型プーリングの資金集中業務に参加してはならない。

(七) 金融機関は「業務展開三原則」に基づきアンチマネーロンダリング・アンチテロ融資及び反脱税等の関連業務を適切に行い、全機能型プーリング内の資金兌換及び送金に対して適当性評価及び真实性審査を強化しなければならない。

(八) 金融機関は中国人民銀行上海総部に協力して全機能型プーリングを構築した多国籍企業及び参加メンバー企業に対するシステム情報初期化業務を適切に行い、併せてデータ送信・報告の適時・完全・正確性を保証しなければならない。

五、金融機関の国際トレードファイナンス及びリファイナンス業務の支持

(一) 金融機関が独立勘定ユニットを通じて企業に人民元・外貨国際トレードファイナンスを提供することを支持する。国際トレードファイナンスは真実且つ合法的な国際貿易を前提としなければならない。

<p>(二) 金融机构为国际贸易提供融资后可在区内及境外办理贸易再融资业务, 自主选择再融资币种, 管理货币风险。</p> <p>(三) 支持企业和金融机构依托中国人民银行票据交易基础设施办理相关的贸易融资和再融资。</p> <p>六、支持开展跨境股权投资业务</p> <p>(一) 区内设立的股权投资项目公司和股权投资基金, 可在金融机构分账核算单元开立账户向区内及境外募集资金开展跨境股权投资。</p> <p>(二) 跨境股权投资应遵循绿色投资、科创投资等理念。应重点投向上海科创中心建设领域、绿色环保、“一带一路”建设等相关领域, 支持实体经济增强资本实力。</p> <p>七、支持为“一带一路”和“走出去”企业提供各项跨境金融服务</p> <p>(一) 为支持“一带一路”和“走出去”, 境外中资企业、合资合作企业等可在统一授信框架下在金融机构的分账核算单元开立账户, 根据自身商务谈判约定的条件办理与投资及境外项目工程类相关的定金和预付款等的跨境结算、在当地开展的商务、贸易、投资活动所需的国际及跨境结算汇兑、担保、融资、流动性以及风险管理等业务。</p> <p>(二) 为支持“一带一路”建设, 金融机构可根据自身服务提供能力为境外企业提供分账核算单元跨境金融服务, 办理当地、跨境以及国际商贸投资活动相关所需的结算汇兑和投资融资等业务。</p> <p>(三) 支持金融机构依托区内及国际市场, 通过服务和技术创新为企业及项目提供</p>	<p>(二) 金融機関は国際貿易のために融資を提供した後、区内及び国外において貿易リファイナンス業務を取り扱い、リファイナンスの通貨の種類を自ら選択し、通貨リスクを管理することができる。</p> <p>(三) 企業及び金融機関が中国人民銀行の手形取引のインフラに依り関連するトレードファイナンス及びリファイナンスを取り扱うことを支持する。</p> <p>六、クロスボーダー持分投資業務の支持</p> <p>(一) 区内で設立した持分投資プロジェクト会社及び持分投資基金は、金融機関の独立勘定ユニットにおいて口座を開設し、区内及び国外から資金を募集してクロスボーダー持分投資を行うことができる。</p> <p>(二) クロスボーダー持分投資はグリーン投資・科学技術刷新投資等の理念を遵守しなければならない。上海科学技術刷新センター建設の分野・グリーン環境保護・「一带一路」構築関連等の分野に重点的に投資し、実体経済の資本力増強を支持しなければならない。</p> <p>七、「一带一路」及び「対外進出」企業に提供する各クロスボーダー金融サービスの支持</p> <p>(一) 「一带一路」及び「対外進出」を支持するため、国外中資企業・合弁及び合作企業等は統一与信構造の金融機関の独立勘定ユニットにおいて口座を開設し、自身のビジネス交渉により約定した条件に基づき投資及び国外プロジェクト工事類に関する手付金及び前払金等のクロスボーダー決済を行い、当地において行うビジネス・貿易・投資活動に必要な国際及びクロスボーダー決済の為替・保証・融資・流動性及びリスク管理等の業務を行うことができる。</p> <p>(二) 「一带一路」構築を支持するため、金融機関は自身のサービス提供能力に基づき国外企業に独立勘定ユニットのクロスボーダー金融サービスを提供し、当地・クロスボーダー及び国際商業貿易投資活動に関して必要な決済・為替及び投資・融資等の業務を取り扱うことができる。</p> <p>(三) 金融機関が区内及び国際市場に依り、サービス及び技術刷新を通じて企業及</p>
---	---

<p>各类风险化解、风险参与以及风险分散服务，促进“一带一路”建设和企业“走出去”。</p> <p>八、支持同业自律基础上提高跨境金融服务效率</p> <p>（一）支持银行在完善“展业三原则”和风险内控管理基础上，向客户提供包括网银服务在内的便利化资金结算服务，进一步提高跨境金融服务的开放度和各项结算的效率。</p> <p>（二）上海市金融机构可通过同业规范等形式建立各项服务的行业准则和规范，进一步优化账户各项业务的办理流程，防止出现竞劣展业现象。</p> <p>九、切实开展反洗钱、反恐怖融资和反逃税审查</p> <p>金融机构、支付机构以及市场交易平台为实体经济提供各项跨境金融服务的过程中，在响应市场需求拓展服务内容的时候，应当落实风险为本的基本理念，实施与风险水平相适应的控制措施，强化开展反洗钱、反恐怖融资和反逃税审查，严格履行各项反洗钱义务，做好客户身份识别，加强资金监测，按规定上报大额及可疑交易报告，妥善保存客户身份资料及交易记录，切实防范洗钱、恐怖融资和逃税风险。</p> <p>十、进一步完善以“金融审慎例外”为负面清单的跨境金融服务监管</p> <p>（一）在银总部发〔2014〕46号文基础上，进一步完善风险审慎管理框架，开展以“金融审慎例外”为负面清单的跨境金融服务监管，为自贸区高开放度的金融运行构建风险安全机制。</p>	<p>びプロジェクトに各種リスク解消・リスク関与及びリスク分散サービスを提供し、「一带一路」構築及び企業の「対外進出」を促進することを支持する。</p> <p>八、同業自律を基礎とするクロスボーダー金融サービスの効率向上の支持</p> <p>（一）銀行が「業務展開三原則」及びリスク内部統制管理の完備を基礎として、顧客にインターネットバンキングサービスを含む利便的資金決済サービスを提供し、クロスボーダー金融サービスの開放度及び各決済の効率を更に向上させることを支持する。</p> <p>（二）上海市の金融機関は同業規範等の形式を通じて各サービスの業界原則及び規範を構築し、口座の各業務の取扱フローを更に合理化し、好ましくない業務が発生する現象を防止することができる。</p> <p>九、アンチマネーロンダリング・アンチテロ融資及び反脱税審査の適切な実施</p> <p>金融機関・支払機構及び市場取引プラットフォームは実体経済に各クロスボーダー金融サービスを提供する過程において、市場ニーズに応じてサービス内容を拡張すると同時に、リスクベースの基本理念を実現し、リスクレベルに相応するコントロール措置を実施し、アンチマネーロンダリング・アンチテロ融資及び反脱税審査の実施を強化し、各アンチマネーロンダリングの義務を厳格に履行し、顧客の身分識別を適切に行い、資金モニタリングを強化し、規定に基づき大口及び疑わしい取引を報告し、顧客の身分資料及び取引記録を適切に保存し、マネーロンダリング・テロ融資及び脱税のリスクを適切に防止しなければならない。</p> <p>十、「金融プルーデンスカルカーブアウト」によるネガティブリストのクロスボーダー金融サービス監督管理の更なる完備</p> <p>（一）銀総部発〔2014〕46号文書を基礎として、リスクプルーデンス管理構造を更に完備し、「金融プルーデンスカルカーブアウト」（プルーデンス規制のために各国が独自の監督管理措置をとることを阻まない規定）によるネガティブリストのクロスボーダー金融サービス監督管理を行い、自貿区の開放度の高い金融運営のためにリスク</p>
--	--

<p>(二) 从审慎考虑出发, 中国人民银行上海总部可对金融机构提供的跨境金融服务采取有关措施, 包括保护投资者、储户、保险单持有人或者以金融服务提供者作为受托人的信托委托人利益的措施, 或者是确保金融体制完整和稳定的措施。</p> <p>(三) 中国人民银行上海总部按宏观审慎原则对跨境金融服务及跨境资金流动进行管理。</p>	<p>安全メカニズムを構築する。</p> <p>(二) 慎重な考慮を出発点として、中国人民銀行上海総部は金融機関が提供するクロスボーダー金融サービスに対して関連措置を講じることができ、これには投資家・預金者・保険証券保有者或いは金融サービス提供者を受託人とする信託委託人の利益を保護する措置、或いは金融体制の完全性及び安定性を保証する措置を含む。</p> <p>(三) 中国人民銀行上海総部はマクロプラードセンス原則に基づきクロスボーダー金融サービス及びクロスボーダー資金流動に対して管理を行う。</p>
--	--